

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 事業者名称 | 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 |
| 所在地 | 山梨県甲府市若松町6-35 |
| 代表者名 | 理事長 平田 理 |
| 設立年月日 | 2005年4月1日 |
| 電話番号 | 055-223-8100 |

2. 法人の実施介護事業概要

- ①訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)②訪問看護、介護予防訪問看護
- ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護④通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)
- ⑤短期入所生活介護⑥小規模多機能型事業所⑦看護小規模多機能型居宅介護⑧特別養護老人ホーム
- ⑨グループホーム⑩居宅介護支援

3. 居宅介護支援を実施する事業所の概要

事業所名 居宅介護支援事業所ほほえみ
所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬 781
事業者指定番号 1971801400
管理者・連絡先 長田 梢
電話 055-263-3133 FAX 055-263-3296
E-mail 13-care@s.yamanashi-min.jp
サービス提供地域 笛吹市・山梨市・甲府市(平和通りより東部及び旧中道町)

4. 事業の目的

指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

5. 運営方針

- 1) 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2) 指定居宅介護支援は、利用者の選択に基づく適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
※別紙にて、総サービス計画に対する「訪問介護」・「通所介護」・「地域密着型通所介護」・「福祉用具」の利用割合を示します。
- 3) 関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 事業者の職員体制等

介護支援専門員 5名以上 特定事業所加算 I・II・III を取得
特定事業所医療介護連携加算 あり なし

7. 営業日・営業時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前8時30分～午後12時30分

ただし、1月1日～1月3日は除きます。

上記時間帯以外の連絡は転送になり、当番者が対応いたします。

8. サービス提供の主な内容

- 1) 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の手続きの代行
- 2) 居宅介護支援の提供及び居宅サービス計画の作成にあたり以下の業務
 - ① 利用者に入院する必要が生じた場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に滞りなく伝えられるように支援します。
 - ② 医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
 - ③ サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
 - ④ ケアプランに位置づける居宅サービス事業所については、利用者自身がサービスを選択することを基本に、複数の事業所を紹介するとともに、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を説明します。
 - ⑤ 障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合にあっては、ケアマネジャーは特定相談支援事業者との密接な連携に努めます。
- 3) サービス事業所との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整
- 4) その他の要介護者等の必要な援助、苦情受付

9. 利用者負担金

- 1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援に係る保険給付が、保険者から居宅介護支援事業者を支払われる場合(代理受領の場合)は、利用者の支払う利用料金はありません。
- 2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費については、以下の金額を請求させていただきます。
通常の事業の実施地域を越えたところから、1km ごと 55 円(税込)

10. 個人情報の保護について

別紙、個人情報保護方針に基づき厳格に個人情報の保護に努めます。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者家族に関する事項を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。また、担当者が従業者で亡くなった後においても、知り得た秘密は保持していきます。

11. 事故発生時の対応

万が一事故が発生した際には速やかに対応し、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

12. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し、安全を確認した上で業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合も通常の業務を行わない場合があります。

13. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

- 1) 居宅介護支援に関する相談苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。別紙、苦情を処理するために講ずる措置の概要に基づき対応を行います。

窓口責任者 長田 梢

受付時間 営業時間内

連絡先 電話:055-263-3133 FAX:055-263-3296

E-mail:13-care@s.yamanashi-min.jp

2)その他、以下に苦情を申し立てることもできます。

① 市町村介護保険相談窓口

〈笛吹市役所 介護保険課〉 電話:055-261-1903
〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課〉 電話:055-237-5473
〈山梨市役所 高齢者・介護支援課〉 電話:0553-22-1111

② 山梨県国民健康保険団体連合会(甲府市蓬沢 1-15-35)

介護保険サービスに関する相談・苦情窓口
開設日時 毎週水曜日 午前9時～午後4時
相談窓口専用電話 055-233-9201

③ 虐待防止相談窓口

〈居宅介護支援事業所ほほえみ〉
所長 長田 梢 電話:055-263-3133
〈山梨県健康長寿推進課〉 電話:055-223-1450
〈笛吹市役所 長寿支援課〉 電話:055-261-1907
〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課〉 電話:055-237-5484
〈山梨市役所 高齢者・介護支援課〉 電話:0553-22-1111
〈各包括支援センター〉

14. 禁止事項

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為
- ④ その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為
- ⑤ 別紙参照

[説明確認欄]

サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面により重要な事項を説明しました。

年 月 日

〈所在地〉 山梨県甲府市若松町 6-35
〈事業者〉 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
〈代表者名〉 理事長 平田 理 (印)
〈説明者〉 居宅介護支援事業所ほほえみ (印)

私は、本書面により、事業所から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 <住所> _____

<氏名> _____ (印)

家族または代理人 <住所> _____

<氏名> _____ 続柄: _____ (印)